

令和 7 年 9 月 22 日

危機管理対策特別委員会

庶務報告

地域振興部・福祉部共通

- (1) 避難行動要支援者の避難支援体制について (災害要配慮者支援担当課長)

地域振興部

- (1) 葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について (危機管理課長)
- (2) 区設置の街頭防犯カメラについて (生活安全担当課長)

健康部

- (1) 在宅人工呼吸器使用者に対する蓄電池等の購入助成について (地域保健課長)

避難行動要支援者の避難支援体制について

災害要配慮者支援担当課
危機管理課

1 福祉避難所開設・運営体制の整備について

(1) 区の実施内容

- ア 福祉避難所整備方針の策定
- イ 資機材・備蓄品の確認
- ウ 要支援者の受入、受援体制及び環境整備
- エ 災害後の生活再建支援等の検討

(2) 協定の締結

ア 趣旨

福祉避難所の開設・運営にあたり、被災地の支援を行う看護師で構成される区内のNPO法人と協定を締結し、区が指定する福祉避難所の開設及び運営の補助等の協力を求めるもの。今年度は、本協定に基づき、避難支援体制を構築するため訓練を実施する。

イ 協定概要案について（別紙のとおり）

(仮称) 福祉避難所開設・運営協力協定	
事業者	NPO法人 Hand Over Japan 被災地の復興支援や地域の課題解決に取り組み、持続可能な社会の実現を目指す看護師で構成された区内の法人
内 容	① 平時に協力を求める事項(福祉避難所開設訓練、打合せ等) ② 災害時に協力を求める事項(福祉避難所運営補助等)
時 期	令和7年10月(予定)

ウ 協定に基づく福祉避難所開設図上訓練

- ① 日 時：令和8年2月
- ② 参 加 者：福祉部職員、上記事業者 約10名
- ③ 目 的：福祉避難所開設の課題抽出と対策の検討
- ④ 実施内容：福祉避難所開設から避難者受入までの図上訓練

2 令和7年度福祉部で実施する水害対応訓練について

(1) 災対福祉部による訓練

ア 災対福祉部による水害時福祉避難所対応防災訓練

- ① 日 時：令和7年8月27日(水)
- ② 参 加 者：福祉部職員 約130名
- ③ 目 的：災対福祉部職員の理解促進と対応力強化
- ④ 実施内容：区の水害想定等の講義及び状況付与に基づく情報連絡訓練(グループワーク)

イ 災対福祉部図上訓練（災対本部訓練と連携実施）

- ① 日 時：令和 7 年 11 月 30 日（日）
- ② 参 加 者：福祉部職員、施設職員（仮） 約 50 名
- ③ 目 的：災対本部と連携した福祉避難所との情報連携の強化
- ④ 実施内容：福祉避難所（協定締結施設）開設を想定した情報連絡訓練を、災対本部図上訓練のシナリオに沿って実施

（2）介護タクシー事業者との協定に基づく訓練

ア 避難行動要支援者移送図上訓練

- ① 日 時：令和 7 年 9 月（予定）
- ② 参 加 者：福祉部職員、介護タクシー事業者 約 10 名
- ③ 目 的：避難行動要支援者のうち自力避難が困難などの理由から緊急輸送が必要な方の緊急輸送事前シミュレーションによる緊急時の効果的な移送方法の確立
- ④ 実施内容：対象者（約 50 名）の図上による緊急輸送訓練

イ 避難行動要支援者移送実地訓練

- ① 日 時：令和 7 年 10 月（予定）
- ② 参 加 者：福祉部職員、介護タクシー事業者、モデル実施地区の対象者 約 15 名
- ③ 目 的：緊急輸送の依頼から福祉避難所の開設及び受入までの課題抽出
- ④ 実施内容：避難行動要支援者のうち自力避難が困難などの理由から緊急輸送が必要な方 3 名を実際に移送

協定概要（案）

別紙

[Hand Over Japan とは...]

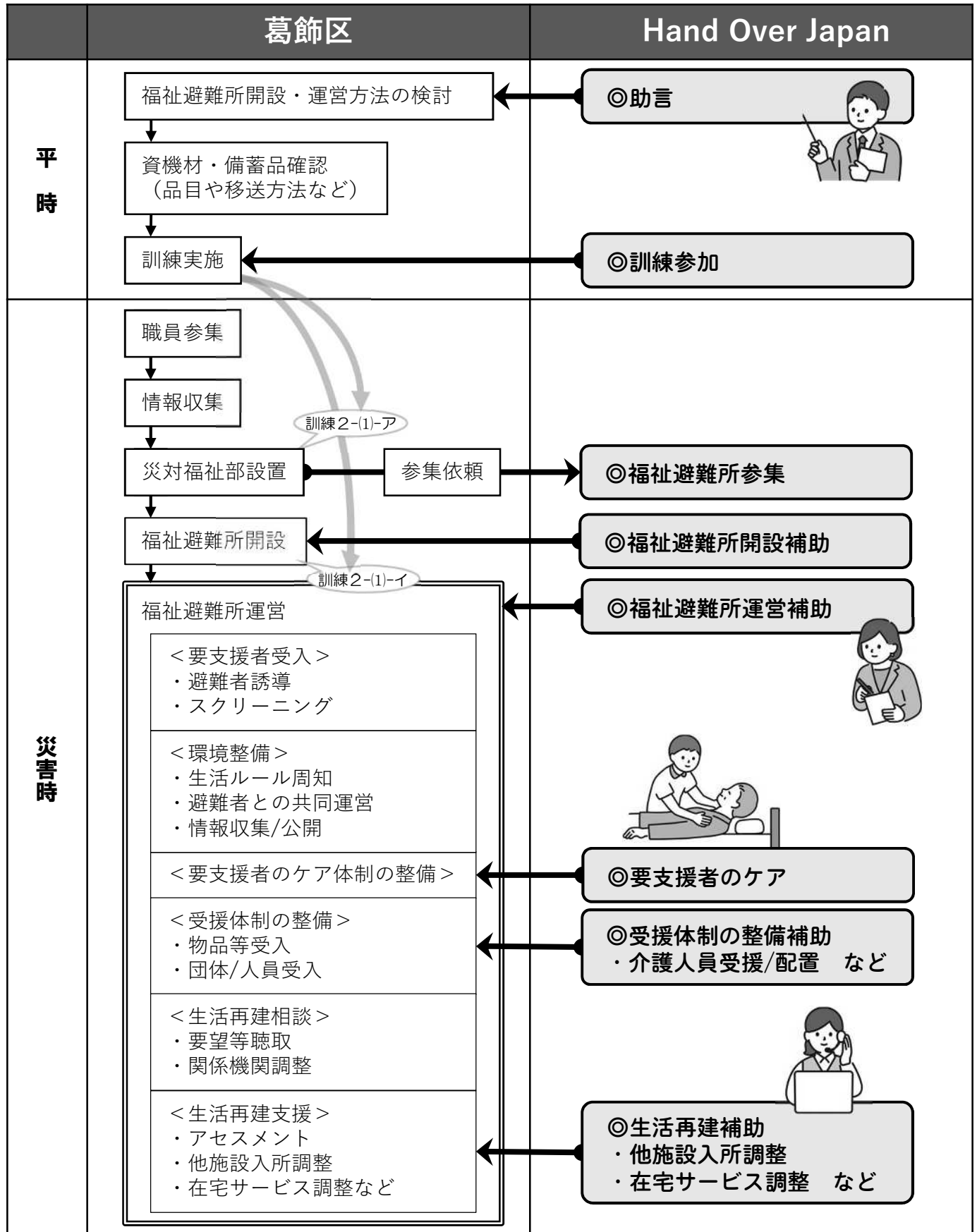
所在地：葛飾区亀有2-55-1

スタッフ数：10名

被災地の復興支援や地域の課題解決に取り組む看護師で構成されたNPO法人である。

能登半島地震・豪雨災害では、災害支援活動として、個別相談、家屋清掃等を実施している。

その他の活動実績としては、港区防災アドバイザー（2022年～）、内閣府避難生活支援コーディネーター（2024年～）、その他防災に関する講師、自治体の防災訓練支援などがある。



庶務報告No. 1
地 域 振 興 部
令和 7 年 9 月 2 2 日

葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

危機管理課

1 経緯

平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、特措法第 8 条に基づき、「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「区行動計画」という。）」を策定した。

その後、令和 2 年初頭から国内外でまん延した新型コロナウイルス対応の中で得られた知見や経験を活かし、次の感染症の流行に備えるため、令和 6 年から 7 年にかけて、国・都それぞれの新型インフルエンザ等対策行動計画について、策定以来初となる抜本改定を行った。ついては、国・都の行動計画と整合性を図るため、区行動計画の改定を行うもの

2 改定の方向性

特措法に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）」と整合性を図る必要があることから、基本的に都行動計画の改定方針に沿って、区行動計画の改定を進める。

都行動計画の改定概要は別紙のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	10 月	区行動計画改定素案の作成
	12 月	区議会へ改定素案を報告
令和 8 年	1 ～ 2 月	医師会等の専門機関に意見照会（法定） 東京都に意見照会
	3 月	パブリックコメント
	4 ～ 5 月	意見照会に基づく修正作業
	6 月	区議会へ改定案を報告後、公表

東京都新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

別紙

都行動計画の目的

- 新型コロナウイルス等（※）の感染拡大の抑制、都民の生命及び健康の保護
- 都民生活及び都民経済に及ぼす影響の最小化

（※）対象となる感染症の定義

- ・新型コロナウイルス等感染症
- ・指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）
- ・新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

改定の方針

初の抜本改定を行った政府行動計画に基づき、以下の方針で改定

- 1 新型コロナ対策において積み重ねてきた知見・経験を活かす
- 2 首都東京の特性を踏まえた対策の具体化

新たな感染症にも揺るがない強靱で持続可能な都市・東京の実現を目指す

平時の備え

- 人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等の実施
- 都と都民、区市町村、医療機関、事業者等との情報共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
- 感染症法等に基づき、関係機関と協定を締結し、感染症発生時の医療・検査を迅速に行う体制の確保

有事の迅速な初動対応

- 国や関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、東京iCDCや東京都感染症医療体制戦略ボード等と共有
- あらかじめ定めた手順により直ちに都庁一体となった初動体制を立ち上げ、都民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対応の実施

首都東京の都民生活・経済を守るバランスの取れた対策の実施

- 東京は首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中する世界有数の大都市
- 急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止の取組を適切に実施
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の改定のポイント

① 初の抜本改定	✓ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（第7条）に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成25（2013）年に策定（平成30（2018）年に一部改定） ✓ 令和6年7月の政府行動計画の抜本改定を受け、都行動計画も、策定以来初の抜本改定を実施 ※約90頁 ⇒ 約200頁に拡充
② 幅広い感染症に対応	✓ 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定
③ 柔軟かつ機動的な対策の切替え	✓ 状況の変化（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え
④ 発生段階の考え方	✓ 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載、準備期の取組を充実 対応期は以下の4時期に区分 ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
⑤ 対策項目の拡充	✓ 対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化 ・ 特に実施体制、まん延防止の項目の記載を充実 ・ 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うことを記載 ①サーベイランス・情報収集 ②情報提供・共有 ③都民相談 ④感染拡大防止 ⑤予防接種 ⑥医療 ⑦都民生活及び経済活動の安定の確保 ⑧都市機能の維持 ※実施体制は総論に記載 ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬都民生活及び都民経済の安定の確保

構成：第1部は基本的な考え方、第2部は各対策項目の考え方と取組、第3部は都の危機管理体制を記載

		準備期	初動期	対応期
第2部 各対策項目の 考え方及び 取組	第1章 実施体制	■ 役割整理や指揮命令系統等の構築、研修、訓練を通じた 関係機関間の連携を強化	■ 準備期における検討等に基づき、都及び関係機関における実施体制を強化、 迅速に対策を実施	■ 各対策の実施状況に応じて 柔軟に実施体制を整備し、見直しを実施
	第2章 情報収集・分析	■ 情報収集・分析に加えて、 情報の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を実施	■ 新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する 情報の収集・分析を迅速に実施	■ 感染症のリスクに関する情報、都民生活及び都民経済に関する 情報等の収集・分析を強化
	第3章 サーベイランス	■ 平時からサーベイランス体制を構築し、情報を速やかに収集・分析	■ 平時において実施しているサーベイランスに加え、 有事の感染症サーベイランスを開始	■ 流行状況に応じ、適切に感染症サーベイランス等を実施
	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	■ 都民等の感染症に関するリテラシーを高め、都の情報提供・共有に対する 認知度・信頼度を向上	■ 感染拡大に備えて、都民に新たな感染症の特性や対策等の 的確な情報提供・共有を実施	■ 都民の関心事項を踏まえ、対策に対する都民の理解を深め、 適切な行動につながるよう促す。
	第5章 水際対策	■ 国が実施する研修及び訓練への参加等を通じて、水際対策に係る 国等との連携体制を構築	■ 国及び関係機関等と連携し、 感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築	■ 感染拡大の状況等を踏まえながら、 国及び関係機関と連携して適切に対応
	第6章 まん延防止	■ 対策の実施等に当たり参考とする必要のある 指標やデータ等の整理を平時から実施	■ 都内でのまん延の防止やまん延時に 迅速な対応がとれるよう準備等を実施	■ まん延防止対策を講ずるとともに、効果等を総合的に勘案し、 柔軟かつ機動的に切替え
	第7章 ワクチン	■ 関係機関と連携し、ワクチンの 流通接種体制を構築	■ 国の方針等に基づき、 接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施	■ 確保したワクチンを 円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施
	第8章 医療	■ 予防計画に基づき有事に 関係機関が連携して医療提供できる体制を整備	■ 保健所や医療機関等と連携し、 相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備	■ 初動期に引き続き、保健所や医療機関等と連携し、 患者に適切な医療が提供できるよう対応
	第9章 治療薬・治療法	■ 治療薬及び治療法の 情報を速やかに医療機関等に提供し、活用できるよう、体制づくりを実施	■ 医療機関等に対する治療薬等の 最新の知見の情報提供や、適切な使用等の調整等を実施	■ 迅速に有効な治療薬を確保し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を実施
	第10章 検査	■ 平時から 検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に推進	■ 国等と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生当初から、 検査拡充等の体制を迅速に整備	■ 国の方針や都内の感染状況等を踏まえ、 検査体制等を適時拡充・見直し
	第11章 保健	■ 感染症対策連携協議会等を活用し、保健所等の 多様な関係機関との連携体制を構築	■ 予防計画や健康危機対処計画等に基づき、 有事体制への移行準備を進める。	■ 予防計画や健康危機対処計画等に基づき、 求められる業務に必要な体制を確保
	第12章 物資	■ 感染症対策物資等の 備蓄等、必要な準備を適切に実施	■ 都民の生命及び健康等への影響が生じることを防ぐため、有事に必要な 感染症対策物資等を確保	■ 初動期に引き続き、 感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等を適切に実施
	第13章 都民生活及び都民経済の安定の確保	■ 事業者及び都民へ適切に情報提供・共有、必要な準備の実施を勧奨する等、事業継続に向けて準備	■ 事業者や都民に、感染対策等、必要となる可能性のある 対策の準備等 を呼び掛け	■ 準備期での対応を基に、 都民生活及び都民経済の安定を確保するための取組を実施

東京都新型コロナウイルス等対策行動計画 東京の特性を踏まえた対策のイメージ（抜粋）

準備期

実施体制

- 都、区市町村、保健所等による実践的な訓練等を通じた関係機関間の連携強化

情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 都が提供・共有する情報の認知度・信頼度の向上、ワンボイス※での情報提供等の体制整備
(※) 危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすること。

保健・医療

- 都及び保健所設置区市は、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から関係機関等と意見交換や研修・訓練、必要な調整を通じ、連携を強化
- 相談・受診から自宅療養や入退院までの流れ等、有事の際の保健・医療提供体制を確認・整理
- 電子カルテの導入支援、感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の活用を通じたDX推進・入院調整等の効率化

水際対策

- 検疫所における隔離・停留の為に医療機関・宿泊施設等の利用調整、健康監視の代行要請等の連携の在り方を検討

都民生活及び都民経済の安定の確保

- 事業継続に向けた準備
(オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨、ハイブリッドな学習形態等による教育及び学びの継続に関する体制整備)

初動期

危機管理体制

- あらかじめ定めた手順により直ちに都の初動体制を立上げ
(国の初動対応要領と密接に連携)

情報収集・分析

- 情報収集・分析を迅速に実施し、東京iCDC、東京都感染症医療体制戦略ボード等と共有

ワクチン

- 大規模接種会場の設置や職域接種等、区市町村の接種体制の補完に向け必要に応じ準備

都民生活及び都民経済の安定の確保

- 事業継続に向けた準備（オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議の活用、テレワークや時差出勤等の準備を要請）

：主に保健・医療分野

対応期

保健・医療

- 保健所設置区市を含む管内（都内）での円滑な入院調整のため、必要に応じて入院調整本部を適時設置
(保健所の管轄を越えた広域調整)

まん延防止

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、まん延防止対策を柔軟かつ機動的に切替え
(都独自の対象事業者や施設管理者等の区分によるきめ細やかな対応の検討・要請)

都民生活及び都民経済の安定の確保

- 教育及び学びの継続
(※コロナ時の具体例：オンライン学習、感染症の専門家による点検・評価・助言など)

：主に社会機能分野

※都は、準備期・初動期・対応期を通じて、区市町村、保健所等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型コロナウイルス等への対策を総合的に推進

庶務報告No. 2
地 域 振 興 部
令和 7 年 9 月 2 2 日

区設置の街頭防犯カメラについて

生活安全担当課

1 概要

これまで自治町会や商店会などの地域団体が設置する街頭防犯カメラは、区が設置を支援し、地域の犯罪予防や被害の未然防止に寄与してきた。

一方、駅前や主要道路においては、地域団体による設置が難しいという課題があることから、区が管理する街頭防犯カメラを設置し、公共的な空間の安全・安心の実現を図る。クラウドネットワーク型の防犯カメラにすることで、迅速な事件解決につなげるとともに、災害時の状況把握にも活用する。

2 設置予定箇所

令和7年度 区内鉄道駅前12駅（再開発中の京成立石駅を除く。）20箇所

令和8年度 主要道路（環状七号線、平和橋通り、蔵前橋通り、柴又街道、水戸街道等）40箇所

3 想定する活用方法及びセキュリティ対策

（1）想定する活用方法

①防犯

事件・事故発生時の警察からの依頼に基づく映像提供

②防災

災害発生時の駅前や主要道路の状況把握

（2）セキュリティ対策

クラウドサービスについては、公的機関による認証の取得、通信経路の暗号化等、区が指定するセキュリティ要件を満たす事業者に限定する。

運用に当たっては、利用端末の限定、ID・パスワードを付与する職員の限定などの認証管理を徹底する。

4 スケジュール（予定）

令和7年度

令和7年9月 令和7年度第二次補正予算案計上
10月以降 クラウドサービス事業者、設置事業者等の決定
11月以降 設置箇所管理者への許可申請手続
令和8年1月～2月 駅前20箇所設置
3月 駅前20箇所運用開始

令和8年度

令和8年4月以降 設置箇所管理者への許可申請手続
6月～9月 主要道路40箇所設置
10月 主要道路40箇所運用開始

5 令和7年度第二次補正予算案

（1）歳入

東京都地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助金 5,700,000円
（補助上限額285,000円×20箇所）

（2）歳出（駅前等街頭防犯カメラ運用経費）

①令和7年度第二次補正予算案措置額 20,262,000円

（内訳）機器購入費(20台) 6,726,000円

設置委託費(20箇所) 12,419,000円

クラウド利用料(20箇所) 1,100,000円

電気料等経費(20台) 17,000円

②債務負担行為設定

機器購入費 令和8年度（40台） 13,104,000円

設置委託費 令和8年度（40箇所） 18,564,000円

クラウド利用料 令和8年度～令和14年度(60箇所) 52,459,000円

③令和7年度からの合計額

機器購入費 令和7年度～令和8年度 合計19,830,000円

（内訳）令和7年度(20台) 6,726,000円

令和8年度(40台) 13,104,000円

設置委託費 令和7年度～令和8年度合計 30,983,000円
 (内訳) 令和7年度(20箇所) 12,419,000円
 令和8年度(40箇所) 18,564,000円
クラウド利用料 令和7年度～令和14年度合計 53,559,000円
 (内訳) 令和7年度(20箇所) 1,100,000円
 令和8年度(60箇所) 7,249,000円
 令和9年度～令和14年度(60箇所) 各年度7,535,000円

庶務報告No. 1		
健	康	部
令和 7 年 9 月 2 2 日		

在宅人工呼吸器使用者に対する蓄電池等の購入助成について

地域保健課

1 概要

難病や小児慢性特定疾病等により、人工呼吸器を使用して、在宅療養されている方を対象に、「災害時個別支援計画」を作成している。

区では、災害時個別支援計画を作成した在宅人工呼吸器使用者に対し、大規模災害時において、電源供給の停止により生命の危険にさらされることがないように、令和2年度からは希望する在宅人工呼吸器使用者にカセットガス式発電機の貸与を、令和5年度からは蓄電池及び専用バッテリーの貸与を実施してきた。

しかしながら、区の貸与物品では貸出しが可能な機種が限られており、在宅人工呼吸器使用者の要望する機種への対応が難しいという状況が生じていた。このため、貸与事業から助成事業に移行するものである。

2 事業内容

(1) 対象者

葛飾区災害時個別支援計画を作成した方のうち、助成を希望する方

(2) 助成対象物品

ア 蓄電池

イ 人工呼吸器専用外部バッテリー

※ 助成予定物品については、在宅人工呼吸器使用者1人につきア又はイのいずれか1台について助成をする。

(3) 予算額

1,664 千円

(4) 助成率・上限

助成率 10/10 上限 104,000 円

(5) 災害時個別支援計画作成数（令和7年7月31日現在）

37 名（保健予防課 32 名 障害福祉課 5 名）

3 申請受付期間（予定）

令和7年10月から令和8年2月末まで